

吹田市広告入り窓口封筒無償提供事業者募集要項

市民課等の窓口における市民サービスの向上及び経費の削減を図ることを目的として、広告入り窓口封筒を無償で提供していただける事業者を募集します。

1 無償提供していただくもの

(1) 広告入り窓口封筒

来庁者が、各種証明書等の持ち帰り用として自由に利用する窓口用の封筒です。

ア 規格及び年間製作予定枚数

(ア) 角型2号又はA4サイズ対応封筒 1年間分 125,500枚

(イ) 角型6号又はA5サイズ対応封筒 1年間分 99,500枚

※ 実数については、決定後に調整となります。また、必要に応じて増減できるものとします。

※ 色、形状等については、応募者の提案をもとに別途協議します。

イ 広告掲載面積

表面・裏面とも封筒面積の3分の1以下とし、残りの部分は、本市の指定する市政情報を掲載していただきます。

※ 掲載位置、サイズ等については、応募者の提案をもとに別途協議します。

※ 年度途中で市政情報を変更する場合があります。

(2) 封筒設置台

提供された封筒を設置するための台及び、本市が指定する台数を提供いただきます。

2 封筒及び封筒設置台の設置場所

ア 吹田市役所本庁市民課、マイナンバーカード交付窓口

イ 出張所（市内3か所）

ウ 市民サービスコーナー（市内5か所）

エ 吹田市パスポートセンター

オ 税務部税制課

カ その他本市が指定する場所

3 納品方法

上記設置場所に本市が指示する数量ごとに直送及び分納してください。

4 封筒の設置期間

令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

※2回に限り、1年間更新可とする（最長3年間）

5 広告掲載内容等

- (1) 掲載することができる広告の内容等については、吹田市広告掲載要領（平成19年9月13日制定）及び吹田市広告掲載基準（平成23年10月12日制定）の規定によるものとします。
- (2) 広告入り窓口封筒の製作に際しては、広告主及び広告内容について、契約当初及び更新ごとに本市の承認が必要となります。広告の内容等に修正・削除等の必要があると判断された場合は、封筒提供者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがあります。

6 広告内容の苦情等

- (1) 封筒提供者は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、苦情等があった場合は、速やかに解決に当たっていただくものとします。
- ※ 封筒提供者が、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負うことを、封筒に明記すること。
- (2) 提供していただいた封筒又は掲載された広告主、内容に問題が生じたときは、速やかに本市に報告するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供していただきます。

7 募集期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月16日（金）まで

8 応募資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でないこと。

9 応募方法等

(1) 応募方法

持参又は郵送（配達記録されるもの）によるものとします。

(2) 提出期限

令和5年6月16日（金）午後5時30分必着。

持参時の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前9時00分から午後5時30分までとします。

※ 締切日時を過ぎた場合は失格とします。

(3) 提出書類

ア 吹田市広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式1） 1部

イ 吹田市広告入り窓口封筒無償提供に関する提案書（様式2）

11部（うち10部は、申込者が特定できるような情報を必ず消去すること）

ウ 会社概要など事業内容のわかる書類（パンフレットなど）

11部（うち10部は、申込者が特定できるような情報を必ず消去すること）

エ 封筒見本

11部（うち10部は、申込者が特定できるような情報を必ず消去すること）

オ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法務局で発行後3か月以内のものに限ります。写し可。） 1部

個人事業主の場合は本人確認書類（免許証、パスポートなど）の写し。 1部

カ 納税証明書（国税については、所管する税務署が発行した法人税・消費税に未納のないことの証明書を提出してください。個人事業主の場合は、所得税・消費税に未納のないことの証明書で結構です。また、地方税については、住所を有する市区町村の法人又は個人の市区町村民税等の納税証明書を提出してください。いずれも発行後3か月以内のものに限ります。） 1部

※ ア及びイについては、事業者名等を記載してください。なお、別添資料等がありましたら、当該資料等をまとめて1部に綴じて、11部（うち10部は、事業者が特定できるような情報を必ず消去すること）を提出してください。

※ オ及びカについては、吹田市に入札参加資格審査申請（業者登録）をされている事業者は、提出を省略できます。

※ 提出に要する費用は、応募者の負担とします。

(4) 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所中層棟2階（201番窓口奥）

吹田市 税務部 税制課 税制グループ

担当：樋上（ひのうえ）、植田 TEL 06-6384-1243（直通）

(5) その他

ア 提出書類は、今回の応募内容の審査の目的以外に使用しません。なお、提出書類は返却しません。

イ この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とします。

1 0 選考方法

提案内容及び過去の実績等を総合的に比較して1事業者を選考します。

1 1 結果通知

選考結果は、令和5年6月30日（金）（予定）までに別途通知します。なお、審査の経緯の公表はしません。

1 2 結果の公表

選考結果については、選考された事業者の商号又は名称を本市ホームページに公表するものとします。

1 3 契約書の締結

無償提供者が決定し、本市が窓口封筒の無償提供を受けるときは、窓口封筒の製作及び無償提供に関して、本市と封筒提供者双方で契約書を取り交わすものとします。

<問い合わせ先>

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 税務部 税制課 税制グループ

担当：樋上（ひのうえ）、植田

TEL 06-6384-1243（直通）